

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事及び技師又は規則で定める職務	18	16.2	主事	18	31	27.9	係員級
				計	18			
2級	主査又は複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認められるもので規則で定める職務	13	11.7	主査	13	23	20.7	係長級
				計	13			
3級	係長及び主幹又は複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認められるもので規則で定める職務	23	20.7	係長	10	43	38.7	課長補佐級
				主幹	13			
				計	23			
				計	43			
4級	課長補佐及び総括主幹又は複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認められるもので規則で定める職務	43	38.7	課長補佐	19	14	12.6	課長級
				支所長補佐	1			
				事務長補佐	1			
				総括主幹	21			
				室長	1			
				計	43			
5級	課長(総務課長を除く。)及び副参事又は複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認められるもので規則で定める職務	13	11.7	課長	9	1	0.9	総務課長
				支所長	1			
				局長	1			
				館長	1			
				副参事	1			
				計	13			
6級	参事及び総務課長の職務	1	0.9	総務課長	1	1	0.9	計
				計	1			
合計		111	100.0					

※3級の主幹には、再任用職員5名を含む。

技能職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	技能職員又は労務職員の職務				
				計	
2級	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務				
				計	
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務	1	25.0	運転技能員 用務員	1
				計	1
4級	高度の技能又は経験を必要とし、相当困難な業務を行う技能職員又は労務職員の職務				
				計	
5級	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能職員又は労務職員の職務	3	75.0	運転技能員 用務員	2 1
				計	3
	合計	4	100.0		

※3級の用務員には、再任用職員1名を含む。

企業職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事及び技師の職務	1	16.7	主事	1
				計	1
2級	主査の職務		0.0		
				計	
3級	係長及び主幹の職務		0.0		
				計	0
4級	所長、課長補佐及び総括主幹の職務	4	66.7	課長補佐 所長補佐 総括主幹	1 1 2
				計	4
5級	課長及び副参事の職務	1	16.7	課長	1
				計	1
6級	参事の職務				
				計	
	合計	6	100.0		

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	医師及び歯科医師の職務	1	50.0	歯科医師	1
				計	1
2級	診療所長の職務	1	50.0	所長	1
				計	1
合計		2	100.0		

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	准看護師の職務				
				計	
2級	看護師及び保健師の職務 相当高度な知識経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	1	14.3	保健師	1
				計	
3級	相当高度な知識経験を必要とする業務を行う保健師及び看護師の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う准看護師の職務 係長の職務	2	28.6	准看護師	2
				計	2
4級	主任看護師及び主任保健師の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う看護師及び保健師の職務 特に高度な知識経験を必要とする業務を行う准看護師の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う係長の職務 課長補佐の職務	4	57.1	保健師	2
				主任保健師	2
				計	4
5級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主任看護師及び主任保健師の職務 高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務		0.0	課長補佐	
				計	0
合計		7	100.0		